

伊丹市上下水道事業管理者交際費閲覧実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、開かれた水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の推進を図り、その透明性を高めるため、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の交際費に関する公文書の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧対象)

第2条 閲覧の対象は、経営企画課の所管する管理者交際費に関する「支出明細」及び「四半期毎の集計表」（以下「支出明細等」という。）とする。

(公文書の閲覧)

第3条 何人も、管理者に対し、支出明細（交際費の執行に係る区分・支出年月日・金額・使途（支出内容）・相手方氏名）等の閲覧を請求することができる。ただし、病気見舞の相手方氏名等通常他人に知られたくない個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るものはこの限りではない。

2 支出明細等の閲覧は、四半期単位で月別に整理したものを、その四半期最終月の翌月の末日から閲覧することができる。

3 支出明細等の閲覧は、上下水道局経営企画課で、執務時間中にしなければならない。

4 支出明細等は、前項の場所以外に持ち出すことができない。

5 支出明細等は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

6 前3項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、または閲覧を禁止することができる。

(閲覧手続)

第4条 支出明細等の閲覧をしようとするものは、管理者交際費支出明細等閲覧票（別紙様式）に必要事項を記入のうえ、閲覧するものとする。

2 閲覧に係る手数料は、無料とする。

(閱 覧 期 間)

第 5 条 支出明細等を閲覧することができる期間は、第 3 条第 2 項
の閲覧開始の日から 5 年間とする。

付 則

この要綱は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

伊丹市上下水道事業管理者交際費支出明細等閲覧票	
閲覧年月日	平成 年 月 日 ()
氏 名	
住 所	
電話番号	() -
閲覧文書	平成 年 月分～平成 年 月分